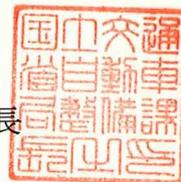


国自整第 18 号の 2  
国自環第 17 号の 2  
平成 30 年 4 月 16 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



環境政策課長



「不正改造車を排除する運動」の実施方法等について

標記運動の実施については、「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて」（平成 30 年 4 月 16 日付け国自整第 17 号・国自環第 16 号）によりご協力を依頼したところではありますが、本運動の実施に当たり、下記事項に留意され本運動を推進されるようお願いいたします。

記

1. 自動車整備事業者等に対する指導に際しては、別添 1 の「不正改造車を排除する運動」実施細目」に定める事項に配慮方を願います。
2. 本運動への協力  
本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査等の実施に協力をお願いします。
3. 各種ツールについて  
本年度の運動に使用する各種ツールについては、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が、各関係団体からの依頼を取りまとめたものを作成し、配布することとしているので、地方組織、事業者等においては、これらを活用するよう指導をお願いします。
  - ・ポスター
  - ・チラシ



#### 4. 実施結果の報告について

本運動の強化月間における実施結果については、貴会が実施した以下の事項について、別添4によりとりまとめのうえ、不正改造防止推進協議会事務局（一般社団法人日本自動車整備振興会連合会）に平成30年7月13日（金）までに報告をお願いします。

- ① 会員・事業者に対する指導
- ② 一般への広報
- ③ 独自に実施した事項
- ④ その他

## 「不正改造車を排除する運動」実施細目

平成30年4月  
国土交通省自動車局

### I. 年間を通じて実施する事項

#### 1. 各機関において実施する事項

##### ●国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局

##### (1)不正改造車の排除のための啓発等

##### 1) 広報活動の推進

- ①庁舎、地方自治体、関係機関等においてポスターを掲示する。ポスター掲示場所の選定にあたっては、広く自動車使用者に広報可能な場所に掲示するよう、強化月間等の機会を捉えて依頼する。
- ②自動車運転教習所の教習生、自動車整備士養成施設の生徒等に対して、ポスターの掲示等により不正改造防止について周知を行うよう関係機関等に協力を要請する。
- ③不正改造の事例及び自動車部品・用品の適切な取付方法等に関するホームページを開設する。また、出前講座を行う旨掲載する。
- ④街頭検査等の機会を利用し、どのようなものが不正改造となるかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等について周知に努める。
- ⑤街頭検査を実施した場合、検査結果について積極的にプレスリリースを行うように努める。
- ⑥不正軽油の使用防止を周知する。

##### 2) 協議会、関係事業者等に対する指導・協力要請

- ①不正改造防止推進協議会(以下「協議会」という。)に対して会議の開催等により、本運動の目的並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。また、関係事業者に対して、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。

##### 3) 協議会に属していない事業者等に対する指導等

- ①碎石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。
- ②架装事業者等に対して、不正改造に加担することのないよう協力要請、指導の強化を図る。
- ③インターネット通販等に対して、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わないよう協力要請、指導の強化を図る。

#### 4) 関係機関に対する協力要請

- ①過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て、不正改造車の排除の徹底を図る。
- ②地方公共団体等に対し、公共工事等を発注する際に、工事請負者へ不正改造車を使用しないよう徹底することを協力要請する。

#### 5) 研修等の実施

- ①自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修、運行管理者の一般講習、事業場管理責任者研修等の機会を利用し、本運動の目的、実施事項、自動車を改造する場合の関係規定及び不正改造の具体的事例について周知する。

#### 6) 出前講座等の実施

- ①自動車整備士養成施設等に対し、出前講座等を実施できるよう連携することについて、積極的に働きかけるとともに、当該施設等から要望があった場合には、出前講座等を開催して、生徒等を対象に不正改造の具体的事例紹介、積極的な排除の呼びかけを行う。

### (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

#### 1) 不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等

- ①各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）（以下「地方運輸局及び運輸支局等」という。）に、不正改造車及び黒煙に関する情報・相談（以下「情報等」という。）を受ける迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口（以下「不正改造車・黒煙 110 番」という。）を設置するとともに、情報等を寄せてもらうよう自動車使用者、関係事業者等に広く呼びかける。
- ②不正改造車・黒煙 110 番、街頭検査等により不正改造車に関する詳細な情報等を収集するよう努める。
- ③不正改造車・黒煙 110 番に別紙 1-1 及び 1-2 の通報連絡書を備え置くことに加え、国土交通省HPに通報連絡書を掲載する。住民から不正改造車や著しい黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報を電話・FAX等で収集する。
- ④出張及び監査の移動等の機会を捉え、職員による積極的な情報収集を行う。
- ⑤協議会又は協議会の地方組織と密接な連携を図り、情報収集に努める。
- ⑥ポスター等の広報資料及び国土交通省HPに、収集した情報のうち警告ハガキを送付できる割合を向上することができるよう、必要な情報をわかりやすく掲載する。

#### 2) 自動車使用者等に対する指導

- ①不正改造車・黒煙 110 番及び国土交通省ホットラインステーション（HLS）に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また、黒煙に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。（ハガキの様式は別紙 2 参照、なお黒煙に関して通報があった自動車使用者に送付するハガキは、ディーゼルクリーンキ

キャンペーンで用いた様式でも差し支えない。)

### (3)不正改造車の排除のための取締り等

#### 1)街頭検査・指導の実施

①実施にあたっては、改造車が集まるイベントの機会を利用するなど、街頭検査の効果的な実施に努めるとともに、実施要領に示す重点排除項目及び基本排除項目を対象して検査・指導を行う。なお、実施にあたり留意すべき事項が別途指示されている場合には、その指示によって実施する。

##### a) 重点排除項目

- ・騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着

※「車両下部画像確認システム」が配備されている独立行政法人自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という。）事務所がおかれている運輸支局及び自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）（以下「運輸支局等」という。）においては、自動車機構事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して排気管及びマフラーの不正改造排除を行う。

※マフラーを交換している自動車（測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。）に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。（注意喚起文の様式は別紙3参照）

- ・タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ・大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- ・シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

##### b) 基本排除項目

- ・前面ガラス並びに運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- ・前面ガラスへの装飾板の装着
- ・直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- ・灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- ・土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- ・基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- ・不正な二次架装
- ・ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し  
※ディーゼル自動車に対しては、黒煙測定を行い、基準値を超える自動車については燃料噴射ポンプの封印の状態を確認する。
- ・不正軽油燃料の使用の有無

- ②特に二輪車の基準不適合マフラー排除等効果的な街頭検査となるよう警察等関係機関との密接な協力・連携を図り、日時、場所等を考慮したうえで実施する。
- ③大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造排除にあたっては、警察等関係機関との密接な協力・連携を図る。特に、「大型マルチテスト」が配備されている自動車機構事務所がおかれている運輸支局等においては、警察当局に当該機器を用いた不正改造排除について協力要請を行うとともに、自動車機構事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して速度抑制装置の不正改造排除を行う。
- ④不正改造車を発見した場合、その施工者等に係る情報を収集するとともに、追跡調査（自動車使用者からの聞き取り、検査時の帳票の利用等）に努める。
- ⑤整備命令書を交付した車両の使用者については、適切な整備が行われるよう適宜必要な指導等を行うとともに、整備命令に従わない場合には、警察当局への告発等を含む厳正な対処を行うよう努める。
- ⑥特種用途自動車の構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。（警告書の様式は別紙4-1及び4-2参照）
- ⑦原動機付自転車も対象とし、街頭検査の実施方法等について事前に各都道府県警察本部及び関係機関等と十分調整したうえ、検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合には、その使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。（警告書の様式は別紙5参照）

## 2) 構内検査・指導の実施

- ①申請や変更登録等のために運輸支局等に来所した車両に対する検査を行い、不正改造を行っていた場合には整備命令書を交付する。

## 3) 不正改造施工者に対する立入検査

- ①不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告等を勘案し、当該不正改造車の施工者等関係者に対して立入検査を行う。

## 4) 改造車の展示等のイベントに対する調査等

- ①不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報、マスメディアによる報道等を基に、自動車機構と連携し、改造車の展示等のイベントに対する調査、指導を行う。

## ●自動車機構

### (1) 不正改造車の排除のための啓発等

#### 1) 本運動への協力（広報活動の推進）

- ①庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。

### (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

#### 1) 本運動への協力（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）

- ①自動車機構ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力する。
- ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報

を提供する。

- ③新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

(3)不正改造車の排除のための取締り等

1)本運動への協力（街頭検査・構内検査・不正改造施工者に対する立入調査）

- ①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、運輸支局等と連携を図りつつ街頭検査及び構内検査等の実施に協力する。「車両下部画像確認システム」が配備されている自動車機構事務所においては、運輸支局等と連携し、積極的に当該機器を活用して排気管及びマフラーの不正改造排除を行う。

また、「大型マルチテスタ」が配備されている自動車機構事務所においては、運輸支局等と連携し、積極的に当該機器を活用して速度抑制装置の不正改造排除を行う。さらに、運輸支局等が実施する不正改造車の施工者等に対する立入検査に協力する。

2)改造車の展示等のイベントに対する調査

- ①改造車の展示等のイベントに対する調査を国と連携して実施する。

●軽自動車検査協会

(1)不正改造車の排除のための啓発等

1)本運動への協力（広報活動の推進）

- ①庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。

(2)不正改造車の排除のための情報収集等

1)本運動への協力（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）

- ①軽自動車検査協会ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力する。
- ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。
- ③新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

(3)不正改造車の排除のための取締り等

1)本運動への協力（街頭検査等）

- ①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、街頭検査等の実施に協力する。

●不正改造防止推進協議会（以下「協議会」という。）構成団体

(1)不正改造車の排除のための啓発等

1)広報活動の推進

- ①事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

2)本運動への協力（ポスターの掲示及び出前講座等）

- ①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携

の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示及び出前講座等の実施に協力する。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 傘下会員・事業者に対する指導等（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）

- ① 本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知を可能な範囲で図る。
- ② 不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等（不正改造施工者の情報を含む。）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等への情報等の提供を積極的に行う。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 本運動への協力（街頭検査等）

- ① 本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、街頭検査等の実施に協力する。

## Ⅱ 強化月間において特に実施する事項

強化月間においては、前述の取組の重点的な実施に加え、特に次の事項を実施する。

### 1. 各機関において実施する事項

#### ●国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 広報活動の推進

- ① マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。（例：本省における政府広報等、原稿については、別紙6参照）
- ② Jリーグ・プロ野球の競技場等の電光掲示板、道路電光掲示板等による広報の働きかけを実施する。
- ③ 職員による啓発ワッペンの着用を実施するとともに、庁舎等にのぼりを設置し、不正改造車・黒煙 110 番を積極的に周知する。
- ④ 平成 28 年度政府広報として作成されたインターネットテレビ『そのクルマ、大丈夫？ STOP！ THE 不正改造』を活用し、周知する。
- ⑤ 街頭検査、アンケート等の機会を利用し、チラシを配布するなどして、どのようなものが不正改造となるのかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等について周知に努める。
- ⑥ 不正改造の防止に関する会議等の開催、点検教室、出前講座の実施等による啓発活動を実施する。特に認知度の低い不正改造について理解を求める。
- ⑦ 乗合旅客自動車運送事業者の協力を得ながら、バス車両の前面に横断幕を掲示す

ることにより、不正改造車排除運動の周知を図る。

## 2) アンケートの実施

①協議会等の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する。（アンケート調査実施要領は別紙7参照）

### (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

#### 1) 不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等

①広報活動等により、不正改造車・黒煙110番への情報提供を積極的に呼びかける。

### (3) 不正改造車の排除のための取締り等

#### 1) 監査、立入検査等の実施

①自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、不正改造車排除に重点を置いた監査を積極的に実施する。

②自動車運送事業者の監査において、チラシを配布するなどして、不正改造車排除の指導を行う。

③車体架装事業者、自動車部品・用品販売事業者等を対象に、本運動の目的、実施事項等を踏まえ、立入検査等を実施するとともに、適切な指導を行う。

## ●自動車機構

### (1) 不正改造車の排除のための啓発等

#### 1) 本運動への協力（広報活動の推進）

①自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止について周知を図る。また、地方運輸局及び運輸支局等から自動車検査場へののぼりの設置の依頼があった場合、協力する。

②本運動の実施について関係者への周知を図る。

## ●軽自動車検査協会

### (1) 不正改造車の排除のための啓発等

#### 1) 本運動への協力（広報活動の推進）

①自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止について周知を図る。また、地方運輸局及び運輸支局等から自動車検査場へののぼりの設置の依頼があった場合、協力する。

②本運動の実施について関係者への周知を図る。

## ●協議会構成団体共通

### (1) 不正改造車の排除のための啓発等

#### 1) 広報活動の推進

①マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。この際、若者向けウェ

ブサイトの活用により主な訴求対象を10代、20代として広報を行う。

②事務所等において自動車使用者等に対し、チラシを配布することにより、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

2) 本運動への協力（ポスターの掲示及び出前講座等）

①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示及び出前講座等の実施に協力する。

3) 傘下会員・事業者に対する指導等（本運動への参加）

①本運動の推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者等に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

②傘下会員・事業者等が行う本運動の実施事項について指導する。

4) その他

①以下「2.」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、指導する。

## 2. 各事業者が行うべき実施事項

### ●認証・指定整備事業者《（一社）日本自動車整備振興会連合会〔日整連〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 自動車使用者（点検整備依頼者）への周知

①日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

②車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを自動車使用者に対して周知する。

③整備工場に入庫したディーゼル車について、自動車使用者に点検指導を行う。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

①整備主任者、自動車検査員等に対して、「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る指導を実施する。また、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について併せて周知する。

②日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう従業員を指導する。

③整備工場に入庫したディーゼル車について、「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印のチェック等を行う。

## 2) 適正な整備・改造の推進

①担当責任者等を定めて、「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。

## 3) 自主点検の実施

①事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業場管理責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

## ●車体・電装・タイヤ整備事業者《日本自動車車体整備協同組合連合会〔日車協連〕、全国自動車電装品整備商工組合連合会〔電整連〕、全国タイヤ商工協同組合連合会〔全タ協連〕、（一社）日本自動車タイヤ協会〔JATMA〕等》

### (1) 不正改造車の排除のための啓発等

#### 1) 自動車使用者（整備依頼者）への周知

①保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

### (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

#### 1) 不正改造車に関する情報等の提供

①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

### (3) 不正改造車の排除のための取締り等

#### 1) 従業員に対する指導等

①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう従業員を指導する。

#### 2) 適正な整備・改造の推進

①担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。

#### 3) 自主点検の実施

①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両の

状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業所内の管理体制及び不正改造車への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車販売事業者《（一社）日本自動車販売協会連合会〔自販連〕、日本自動車輸入組合〔輸入組合〕、（一社）日本中古自動車販売協会連合会〔中販連〕、（一社）全国軽自動車協会連合会〔全軽自協〕等》

(1)不正改造車の排除のための啓発等

1)自動車使用者（車両購入者）への周知

- ①車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。
- ②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

(2)不正改造車の排除のための情報収集等

1)不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3)不正改造車の排除のための取締り等

1)従業員に対する指導等

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
- ②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう従業員を指導する。

2)適正な車両販売等の推進

- ①担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装の防止等の徹底を図る。
- ②各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。
- ③不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3)車両の陸送の適正化

- ①販売車両等の陸送にあたっては、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。

4)自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、車両販売体制及び販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体架装事業者《(一社) 日本自動車車体工業会 [車工会] 等》

(1)不正改造車の排除のための啓発等

1)自動車使用者(架装依頼者)への周知

- ①保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

(2)不正改造車の排除のための情報収集等

1)不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3)不正改造車の排除のための取締り等

1)従業員に対する指導等

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。  
②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼を受けないよう従業員を指導する。

2)適正な架装の受注等の推進

- ①担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。  
②不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3)自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙8「自主点検票」)なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《(公社)全日本トラック協会 [全ト協]、(一社)日本陸送協会 [陸送協会]、(一社)全国自家用自動車協会 [自家用協会] 等》

(1)不正改造車の排除のための啓発等

1)荷主団体等への協力要請

- ①運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車(特に速度抑制装置(スピードリミッター)に係るもの。)を使用することのないよう要請する。

(2)不正改造車の排除のための情報収集等

1)不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3)不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について周知する。

2) 適正な車両の運行の徹底

①運送事業者等においては、不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行う。

3) 自主点検の実施

①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙8「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車部品・用品販売事業者《(一社)日本自動車部品工業会 [部工会]、(一社)自動車用品小売業協会 [小売業協会]、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会 [JASMA]、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会 [NAPAC]、全国ディーゼルポンプ振興会連合会 [DP 連]、(一社)全国二輪車用品連合会 [JMCA] 等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 自動車使用者 (部品等購入者) への周知

①自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、不正改造が自動車の安全に支障を及ぼす行為であり、犯罪であること等不正改造の防止についての周知を行う。

②どのような部品・用品等の取付・取外し等が不正改造となるかを購入者に理解してもらえよう、販売時等の説明に努める。

③自動車部品・用品の適切な取付方法等について相談窓口を設ける等自動車使用者の適切な部品・用品等の取付に対する認識を高めるよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について周知する。

②どのような部品・用品等を取り付けることにより不正改造となるような場合には販売を行わないよう従業員を指導する。

2) 適正な部品販売の推進 (基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止)

①事業所において、当該部品・用品の取付によって基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わない。

## 2) 自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、自動車部品・用品等の取付施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙8「自主点検票」)なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

## ●石油販売事業者《全国石油商業組合連合会〔全石商〕等》

### (1)不正改造車の排除のための啓発等

(特になし)

### (2)不正改造車の排除のための情報収集等

#### 1)不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

### (3)不正改造車の排除のための取締り等

#### 1)従業員に対する指導

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

#### 2)自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙8「自主点検票」)なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

## ●旅客自動車運送事業者《(公社)日本バス協会〔日バス協〕、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会〔全タク連〕》

### (1)不正改造車の排除のための啓発等

#### 1)バス車両を利用した広報活動

- ①バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知に努める。

### (2)不正改造車の排除のための情報収集等

#### 1)不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

### (3)不正改造車の排除のための取締り等

#### 1)従業員に対する指導

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

#### 2)適正な車両の運行の徹底

- ①不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な

二次架装が行われた車両がある場合には改修を行う。

3) 自主点検の実施

- ① 営業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む営業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考:別紙8「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、整備管理者又は営業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 生徒等に対する啓発等

- ① 生徒にチラシの配布や運輸支局が行う出前講座へ参加の呼びかけを行う。

2) 出前講座への協力

- ① 運輸支局から出前講座の実施について、連携の働きかけがあった場合には、応じるように努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員等に対する指導

- ① 従業員等に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

2) 自主点検の実施

- ① 学校ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む学校内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。(参考:別紙8「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者等又は学校の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●他の関連事業者《その他協議会団体》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

(特になし)

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

- ① 従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

## 2) 適正な車両の運行の徹底

- ①不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には改修を行う。

## 3) 自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。(参考：別紙8「自主点検票」)  
なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

運輸支局 整備担当部門 あて

## 迷惑改造車の通報連絡書

下記自動車について、不正改造されていたので通報します。

## 記

1 確認日時	平成	年	月	日	午前・午後	時頃
2 確認場所						
3 登録番号						
4 ナンバーの色	(普通車の場合)	① 緑ナンバー	② 白ナンバー			
	(軽自動車の場合)	③ 黄色ナンバー	④ 黒ナンバー			
(該当するものに○印をして下さい。)						
5 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)						
	<input type="checkbox"/>	乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/>	バス		
	<input type="checkbox"/>	トラック	<input type="checkbox"/>	バイク (原付 (ミニバイク) 以外)		
	<input type="checkbox"/>	その他 ( )	<input type="checkbox"/>			
6 不正改造の内容						
7 通報者氏名						
8 通報者住所						
9 通報者電話番号						

注意1： 基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は通報できません。

なお、車両が特定できない場合等は、通報者の方へご連絡し車両の特徴等を確認させていただく場合もございます。(お預かりしました個人情報には本目的以外に使用しません。)

注意2： 通報先は、登録番号(ナンバー)の管轄する運輸支局へお願いします(迷惑不正改造車通報連絡先一覧表を参考にしてください)。

【迷惑改造車通報連絡先一覧表】

※ 迷惑改造車を発見した場合の通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします。

運輸局	運輸支局等担当	迷惑改造車相談窓口 (不正改造車・黒煙110番) 電話番号	通報制度 FAX送信先
北海道運輸局	札幌運輸支局 整備担当部門	011-731-7168	011-712-2406
	函館運輸支局 整備担当部門	0138-49-8864	0138-49-1042
	室蘭運輸支局 整備担当部門	0143-44-3013	0143-44-4019
	帯広運輸支局 整備担当部門	0155-33-3282	0155-36-2669
	釧路運輸支局 整備担当部門	0154-51-2523	0154-51-6523
	北見運輸支局 整備担当部門	0157-24-7633	0157-61-8248
	旭川運輸支局 整備担当部門	0166-51-5363	0166-51-5273
東北運輸局	宮城運輸支局 整備担当部門	022-235-2517 (ダイヤルイン2)	022-231-5377
	福島運輸支局 整備担当部門	024-546-0345 (ダイヤルイン2)	024-546-3756
	岩手運輸支局 整備担当部門	019-637-2912	019-639-1033
	青森運輸支局 整備担当部門	017-715-3320	017-724-0003
	山形運輸支局 整備担当部門	023-686-4714	023-686-4601
	秋田運輸支局 整備担当部門	018-863-5814	018-864-0250
	関東運輸局	東京運輸支局 整備担当部門	03-3458-3751
神奈川運輸支局 整備担当部門		045-939-6803	045-939-3006
埼玉運輸支局 整備担当部門		048-624-1835 (ダイヤルイン2)	048-783-4190
群馬運輸支局 整備担当部門		027-263-4422	027-261-0032
千葉運輸支局 整備担当部門		043-242-7338	043-244-0760
茨城運輸支局 整備担当部門		029-247-5348 (ダイヤルイン3)	029-248-4773
栃木運輸支局 整備担当部門		028-658-6123	028-659-2416
山梨運輸支局 整備担当部門		055-261-0882	055-263-1418
北陸信越運輸局		新潟運輸支局 整備担当部門	025-285-3125
	長野運輸支局 整備担当部門	026-243-5525	026-259-4508
	富山運輸支局 整備担当部門	076-423-0892	076-423-5509
	石川運輸支局 整備担当部門	076-291-7852	076-292-0129
中部運輸局	愛知運輸支局 整備担当部門	052-351-5314	052-351-5318
	三重運輸支局 整備担当部門	059-234-8412	059-238-1302
	静岡運輸支局 整備担当部門	054-261-7622	054-262-4345
	岐阜運輸支局 整備担当部門	058-279-3715	058-270-1065
	福井運輸支局 整備担当部門	0776-34-1603	0776-34-2221
近畿運輸局	大阪運輸支局 整備担当部門	072-822-4374	072-822-3450
	京都運輸支局 整備担当部門	075-681-9764	075-681-1850
	奈良運輸支局 整備担当部門	0743-59-2153	0743-23-0020
	滋賀運輸支局 整備担当部門	077-585-7252	077-500-8085
	和歌山運輸支局 整備担当部門	073-422-2153	073-435-2099
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 整備担当部門	078-453-1103	078-431-8761
中国運輸局	広島運輸支局 整備担当部門	082-233-9169	082-233-7752
	鳥取運輸支局 整備担当部門	0857-22-4110	0857-22-4115
	島根運輸支局 整備担当部門	0852-37-2138	0852-37-1340
	岡山運輸支局 整備担当部門	086-286-8155	086-286-8168
	山口運輸支局 整備担当部門	083-922-5398	083-928-9601
	四国運輸局	香川運輸支局 整備担当部門	087-882-1355
徳島運輸支局 整備担当部門		088-641-4813	088-641-4820
愛媛運輸支局 整備担当部門		089-956-1561	089-969-0556
高知運輸支局 整備担当部門		088-866-7313	088-866-7315
九州運輸局		福岡運輸支局 整備担当部門	092-673-1196
	大分運輸支局 整備担当部門	097-558-2577	097-558-2076
	長崎運輸支局 整備担当部門	095-839-4749	095-839-4804
	佐賀運輸支局 整備担当部門	0952-30-7274	0952-30-7279
	熊本運輸支局 整備担当部門	096-369-3130	096-369-3301
	宮崎運輸支局 整備担当部門	0985-51-3958	0985-51-3826
	鹿児島運輸支局 整備担当部門	099-261-9194	099-261-9251
沖縄総合事務局	陸運事務所 整備担当部門	098-875-0300	098-876-7233

運輸支局 整備担当部門 あて

## 迷惑黒煙の通報連絡書

下記自動車について、著しく黒い黒煙を排出していたので通報します。

## 記

1 確認日時	平成	年	月	日	午前・午後	時頃
2 確認場所						
3 確認時の走行状況 (該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時 (③、④の場合、その走行スピード約 km/h)					
4 登録番号						
5 ナンバーの色	① 緑ナンバー、② 白ナンバー (該当するものに○印をしてください。)					
6 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<input type="checkbox"/>	乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/>	幌付きトラック		
	<input type="checkbox"/>	バス	<input type="checkbox"/>	コンクリートミキサー車		
	<input type="checkbox"/>	トラック	<input type="checkbox"/>	クレーン付きトラック		
	<input type="checkbox"/>	バン (荷箱付きトラック)	<input type="checkbox"/>	トラクタ (けん引車)		
	<input type="checkbox"/>	ダンプ	<input type="checkbox"/>	塵芥車 (ゴミ収集車)		
	<input type="checkbox"/>	ミニバン貨物車 (ライトバン・ワンボックスバン等)	<input type="checkbox"/>	その他: _____		
7 その他	車体に表示してある会社名等 _____ ダンプ番号 _____ その他表示等 _____					
8 通報者氏名						
9 通報者住所						
10 通報者電話番号						

注意1：基本的に、上記通報内容の1～10（7を除く）すべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は通報できません。

なお、車両が特定できない場合等は、通報者の方へご連絡し車両の特徴等を確認させていただく場合もございます。（お預かりしました個人情報には本目的以外に使用しません。）

注意2：通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします（迷惑黒煙通報連絡先一覧表を参考にしてください）。

【迷惑黒煙通報連絡先一覧表】

※ 迷惑黒煙を発見した場合の通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします。

運輸局	運輸支局等担当	迷惑黒煙相談窓口 (不正改造車・黒煙110番) 電話番号	通報制度 FAX送信先
北海道運輸局	札幌運輸支局 整備担当部門	011-731-7168	011-712-2406
	函館運輸支局 整備担当部門	0138-49-8864	0138-49-1042
	室蘭運輸支局 整備担当部門	0143-44-3013	0143-44-4019
	帯広運輸支局 整備担当部門	0155-33-3282	0155-36-2669
	釧路運輸支局 整備担当部門	0154-51-2523	0154-51-6523
	北見運輸支局 整備担当部門	0157-24-7633	0157-61-8248
	旭川運輸支局 整備担当部門	0166-51-5363	0166-51-5273
東北運輸局	宮城運輸支局 整備担当部門	022-235-2517 (ダイヤルイン2)	022-231-5377
	福島運輸支局 整備担当部門	024-546-0345 (ダイヤルイン2)	024-546-3756
	岩手運輸支局 整備担当部門	019-637-2912	019-639-1033
	青森運輸支局 整備担当部門	017-715-3320	017-724-0003
	山形運輸支局 整備担当部門	023-686-4714	023-686-4601
	秋田運輸支局 整備担当部門	018-863-5814	018-864-0250
関東運輸局	東京運輸支局 整備担当部門	03-3458-3751	03-3458-9783
	神奈川運輸支局 整備担当部門	045-939-6803	045-939-3006
	埼玉運輸支局 整備担当部門	048-624-1835 (ダイヤルイン2)	048-783-4190
	群馬運輸支局 整備担当部門	027-263-4422	027-261-0032
	千葉運輸支局 整備担当部門	043-242-7338	043-244-0760
	茨城運輸支局 整備担当部門	029-247-5348 (ダイヤルイン3)	029-248-4773
	栃木運輸支局 整備担当部門	028-658-6123	028-659-2416
	山梨運輸支局 整備担当部門	055-261-0882	055-263-1418
北陸信越運輸局	新潟運輸支局 整備担当部門	025-285-3125	025-285-0473
	長野運輸支局 整備担当部門	026-243-5525	026-259-4508
	富山運輸支局 整備担当部門	076-423-0892	076-423-5509
	石川運輸支局 整備担当部門	076-291-7852	076-292-0129
中部運輸局	愛知運輸支局 整備担当部門	052-351-5314	052-351-5318
	三重運輸支局 整備担当部門	059-234-8412	059-238-1302
	静岡運輸支局 整備担当部門	054-261-7622	054-262-4345
	岐阜運輸支局 整備担当部門	058-279-3715	058-270-1065
	福井運輸支局 整備担当部門	0776-34-1603	0776-34-2221
近畿運輸局	大阪運輸支局 整備担当部門	072-822-4374	072-822-3450
	京都運輸支局 整備担当部門	075-681-9764	075-681-1850
	奈良運輸支局 整備担当部門	0743-59-2153	0743-23-0020
	滋賀運輸支局 整備担当部門	077-585-7252	077-500-8085
	和歌山運輸支局 整備担当部門	073-422-2153	073-435-2099
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 整備担当部門	078-453-1103	078-431-8761
中国運輸局	広島運輸支局 整備担当部門	082-233-9169	082-233-7752
	鳥取運輸支局 整備担当部門	0857-22-4110	0857-22-4115
	島根運輸支局 整備担当部門	0852-37-2138	0852-37-1340
	岡山運輸支局 整備担当部門	086-286-8155	086-286-8168
	山口運輸支局 整備担当部門	083-922-5398	083-928-9601
四国運輸局	香川運輸支局 整備担当部門	087-882-1355	087-882-4041
	徳島運輸支局 整備担当部門	088-641-4813	088-641-4820
	愛媛運輸支局 整備担当部門	089-956-1561	089-969-0556
	高知運輸支局 整備担当部門	088-866-7313	088-866-7315
九州運輸局	福岡運輸支局 整備担当部門	092-673-1196	092-673-1197
	大分運輸支局 整備担当部門	097-558-2577	097-558-2076
	長崎運輸支局 整備担当部門	095-839-4749	095-839-4804
	佐賀運輸支局 整備担当部門	0952-30-7274	0952-30-7279
	熊本運輸支局 整備担当部門	096-369-3130	096-369-3301
	宮崎運輸支局 整備担当部門	0985-51-3958	0985-51-3826
	鹿児島運輸支局 整備担当部門	099-261-9194	099-261-9251
沖縄総合事務局	陸運事務所 整備担当部門	098-875-0300	098-876-7233

整理番号 

## 自主点検のお願い

貴方が使用されています、登録番号 \_\_\_\_\_ の自動車が  
平成 年 月 日に \_\_\_\_\_ を  
走行中、排気管からの排出ガスが著しく黒い状態であったと通報がありました。  
つきましては、貴方の自動車の排出ガス低減性能が劣化している可能性がありますので、自主点検等をされるようご協力をご理解をお願いします。

※ 黒煙濃度については、目視上の通報となりますので法律上の不適合と断定はできませんが、空ぶかし等することにより他のディーゼル車と比べ著しく黒い黒煙を排出しているのか確認することができます。

なお、黒煙測定機器を使用し測定した結果不適合の場合、車検時には車検不合格、街頭検査時には整備命令の対象となります。

また、国土交通省では、健康等に被害を及ぼす浮遊粒子状物質（SPM）の低減を図るため、街頭検査の強化、点検・整備の促進及びエコドライブのすすめ等を実施しています。

## ★ エコドライブ10のすすめ

- ①ふんわりアクセル『eスタート』
- ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用を適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物をおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

平成 年 月 日

〒 住所

国土交通省 運輸局

運輸支局整備担当部門

電話 \_\_\_\_\_

## 注 意 喚 起

〇 〇 〇 〇 殿

加速走行騒音防止性能義務付け対象車両の適正なマフラーの装着について

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「」の車両について、平成30年 月 日街頭検査を実施したところ、装着されているマフラーが加速走行騒音を有効に防止していることが確認できませんでした。平成22年4月1日以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)及び原動機付自転車並びに平成28年10月1日以降に製作された乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量3.5トンを超える自動車の交換用マフラーにあつては、使用過程における自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く)及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)においても加速走行騒音防止性能の要件が保安基準で義務付けられております。

保安基準に適合しないマフラーを装着しての公道走行は違法となります。速やかに適合性の確認をしていただき、基準不適合マフラー又は基準の適合性が確認できないマフラーについては、基準適合マフラーへ換装する必要があります。なお、適合性は性能等確認済表示や試験成績書等により確認することができます。また、平成28年10月1日以降に製作された自動車等であつて、運行中に加速走行騒音を有効に防止することが明らかでないマフラーは基準不適合となります。試験成績書をお持ちの方は、保安基準の適合性の確認が出来るように、今後は車検証等と一緒に携行するようお願いいたします。

国土交通省〇〇運輸局 〇〇運輸支局

(参考：不正改造に関する罰則)

不正改造車の使用者	…	整備命令の発令 →整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金
不正改造を実施した者	…	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 警 告 書

〇 〇 〇 〇 殿

### 自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「」の車両について、平成30年 月 日街頭検査を実施したところ、下記の事項について自動車検査証の記載事項と異なる状態で運行、使用している事実が判明しました。

自動車検査証の記載事項に変更があった場合には、15日以内に道路運送車両法第67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますので、速やかに所要の措置を講ずるよう警告します。

### 記

- 1.
- 2.
- 3.

## 警 告 書

〇 〇 〇 〇 殿

### 特 種 用 途 自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「 」の車両について、平成30年 月 日街頭検査を実施したところ、特種用途自動車として自動車検査証の交付を受けた後、構造要件である設備、機材等を取り外す等、特種用途自動車の構造要件に適合していない状態で運行、使用している事実が判明しました。

自動車検査証の交付を受けた後に特種用途自動車として構造要件となる設備を改造したり、取り外した場合、自動車検査証の記載事項が変更されたこととなり、15日以内に道路運送車両法第67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますので、速やかに所要の措置を講ずるよう警告します。

国土交通省〇〇運輸局 〇〇運輸支局

## 警 告 書

〇 〇 〇 〇 殿

### 原 動 機 付 自 転 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する標識の番号「」の車両について、  
平成30年 月 日街頭検査を実施したところ、下に示すように道路運送車両の保安基  
準に不適合な箇所が確認されました。

該当箇所については、速やかに保安基準に適合するよう整備するよう警告します。

また、当該箇所の整備の結果については、別紙報告書により、下記の〇〇運輸支局検  
査・整備・保安部門まで報告願います。

#### 不適合箇所

- 1.
- 2.
- 3.

上記報告は、道路運送車両法第100条第1項の規定により、報告を求めるものです。

〇〇運輸局〇〇運輸支局 検査・整備・保安部門

〒 - 住所

TEL - - FAX - -

標 識 番 号
使 用 者 氏 名
住 所
整備を実施した日
月 日
整 備 の 方 法
1. について
2. について
3. について

※ 報告については、FAX又は郵送で構いません。

## 広報用の原稿について

広報媒体の別、広報対象の別に合わせ、次に原稿例を参考に適宜修正の上、広報依頼を行うこと。

## 1. 関係者向けの機関紙等に掲載する場合の原稿（例）

6月は「不正改造車排除強化月間」です。

我が国の自動車保有台数は、平成29年12月末現在で8,195万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、平成30年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)」

不正改造車に関する情報提供・ご相談・お問い合わせは、下記までお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

(国土交通省〇〇運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

## 2. 一般の自動車利用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿(例)

不正改造は犯罪です！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても

認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し、④基準外ウイング(エア・スポイラ)の取り付け、⑤マフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)」

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(国土交通省〇〇運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

### 3. 一般の自動車使用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、どのような改造が不正改造となるのかを中心に訴えかける場合の原稿(例)

不正改造は犯罪です！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されており、手軽に取付等ができる状況にあります。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し、④基準外ウイング(エア・スポイラ)の取り付け、⑤基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらについては、それぞれ①周囲の交通に誤認を与える、②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる、③歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる、④他の交通の妨げとなる、⑤周囲に騒音をまき散らすことが懸念されるため、禁止されております。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会にどのような改造が不正改造になるのかについての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)」

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」 ○○○－○○○○－○○○○

(国土交通省○○運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

#### 4. 自動車運送事業者(主に貨物車)の運転者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿(例)

不正改造は犯罪です！

我が国の自動車保有台数は、平成28年12月末現在で8,160万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない輸送、移動の手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、前方の視界を遮る前面ガラス等への装飾板の装着、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し等を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また大型車の速度抑制装置(スピードリミッター)の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、平成29年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととしています。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)」

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」 ○○○－○○○○－○○○○

(国土交通省○○運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

## 平成30年度不正改造車排除強化月間 アンケート調査実施要領

不正改造車を排除する運動においては、昨年度、不正改造に対する意識に関するアンケート調査を実施し、各運輸局、運輸支局等にご協力を賜り、約7,500 の回答を得ることができました。

今年度の不正改造車を排除する運動の検討に当たっては、当該アンケート結果を活用し、重点的に啓発を行う項目を定めるとともに、運動の訴求対象を選定してPR方法を決定したところです。このように、アンケート調査により不正改造に対する意識や施策の認知度等を把握することにより、不正改造車を排除する運動の充実に資することができます。

また、調査を継続して実施し、結果を比較することで、施策自体の効果を把握することも可能となり、さらに運動を充実させるための指標とすることができます。

今年度も下記により、アンケート調査を実施することとしますので、ご協力方よろしくお願いたします。

### 記

#### 1. アンケート調査の実施方法

##### ① 調査期間

平成30年6月1日(金)から6月30日(土)まで

##### ② 調査対象

一般の自動車ユーザー及び点検整備関係者

##### ③ 調査方法

- \* 別添1のアンケート調査票(問1、問2の文頭等について、必要に応じて修正をお願いします。)を必要部数印刷し、調査対象者に配布し、その後回収することで調査を実施します。
- \* 可能な場合にあつては、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- \* なお、昨年は、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施して頂いた実績があります。
- \* 回収した調査票は、適宜運輸局又は運輸支局等で取りまとめて頂き、2. に従って報告をお願いします。

##### ④ 集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、各運輸局、運輸支局等のご報告を元に、

国土交通省自動車局整備課にて行います。

## 2. アンケート調査結果の報告

アンケート調査結果の報告は、調査済みのアンケート用紙に以下の事項を記載した送付票(別添2)を添付して、①の送付先に②の期限までに送付することで行ってください。

なお、集計の関係上、調査票は実施日及び実施会場ごとにまとめた上で送付願います。

- \* 管轄運輸局名及び調査実施地名(県名)
- \* 調査実施日
- \* 調査実施イベント等名称
- \* 調査実施会場名
- \* 調査対象の属性(一般又は関係者の別)
  - ・ 一般: 下記関係者以外の一般ユーザー
  - ・ 関係者: 整備事業者、整備士、整備管理者、養成施設関係者その他の点検整備に関係する者(自動車整備専門学校等の場合には学校名を記載)

### ① 送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館8階)

国土交通省自動車局整備課 整備係あて

### ② 送付期限

平成30年7月20日(金)

※ 入力を順次行うため、取りまとめ次第、期限を待たずに送付して下さい。

## 不正改造車排除運動に関するアンケートのお願い

問1. 本講座を受ける前から『不正改造車を排除する運動』をご存じでしたか。【O印は1つ】

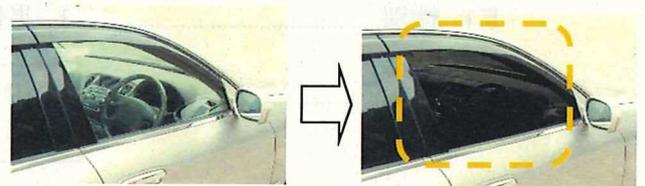
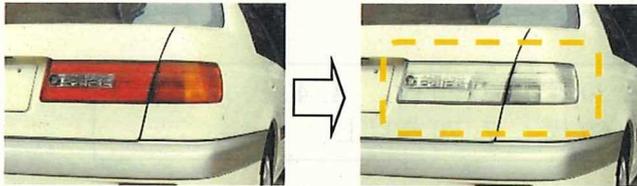
- 1. 知っていた
- 2. 聞いたことはある
- 3. 知らなかった

→ 問1-1. 『不正改造車を排除する運動』を知ったきっかけは。【O印はいくつでも】

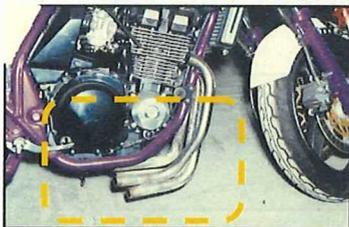
- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1. ポスター | 5. 新聞 (新聞名: )       |
| 2. チラシ  | 6. 雑誌 (雑誌名: )       |
| 3. テレビ  | 7. インターネット (サイト名: ) |
| 4. ラジオ  | 8. その他 (具体的に: )     |

問2. 本講座を受ける前から、次のような行為は不正改造であることを知っていましたか。知っていたものにOをつけてください。【O印はいくつでも】

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 1. 灯火類の灯光(※)の色を変更<br>※灯火が点灯している時の光の色 | 2. 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け(貼付状態で可視光線透過率70%未満) |
|--------------------------------------|--|



3. 消音器(マフラー)の切断・取外し及び  
基準不適合マフラーの装着



4. タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



5. 前面ガラス等への装飾板の装着



6. 基準外のウイングの取付け



問3. 不正改造が犯罪行為であることをご存じでしたか。【○印は1つ】

- 1. 罰金・罰則があることまで知っていた
- 2. 犯罪行為であることは知っていた
- 3. 聞いたことはある
- 4. 知らなかった

問4. 不正改造車で危険・迷惑を感じたことはありますか。【○印は1つ】

- 1. よくある
- 2. たまにある
- 3. ない

→ 問4-1. そのような不正改造車に対して、どのような行動をとりましたか。【○印はいくつでも】

- 1. 不正改造車・黒煙110番に相談した
- 2. 警察に相談した
- 3. 何もしなかった
- 4. その他（具体的に: \_\_\_\_\_）

→ 問4-2. 「何もしなかった」理由についてお聞かせ下さい。【○印は1つ】

- 1. どこに相談すればよいかわからなかった
- 2. 相談等の必要性を感じなかった
- 3. 報復等が心配だった
- 4. その他（具体的に: \_\_\_\_\_）

問5. 最後にあなたご自身のことについて、少しお聞かせ下さい。

F1. 性別..... 1. 男性      2. 女性

F2. 年齢.....

1. 19歳以下	2. 20代	3. 30代	4. 40代
5. 50代	6. 60代	7. 70歳以上	

F3. 運転歴..... 約 (      ) 年

F4. 運転頻度.....

1. ほとんど毎日	2. 週に3~4回
3. 週に1~2回	4. 週に1回未満 (月に      日)

F5. 自動車の主な用途.....

1. 通勤・通学	2. 買い物	3. 仕事・商用
4. レジャー・ドライブ	5. その他 (      )	

★★★ご協力ありがとうございました。★★★

# 不正改造車を排除する運動

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。



- |                      |                          |                      |  |
|----------------------|--------------------------|----------------------|--|
| 北海道運輸局 011-290-2752  | 中部運輸局(不正改造) 052-952-8042 | 四国運輸局 087-802-6783   |  |
| 東北運輸局 022-791-7534   | 中部運輸局(黒煙) 052-952-8044   | 九州運輸局 092-472-2537   |  |
| 北陸信越運輸局 025-285-9155 | 近畿運輸局 06-6949-6453       | 沖縄総合事務局 098-866-1837 |  |
| 関東運輸局 045-211-7254   | 中国運輸局 082-228-9142       |                      |  |

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→



平成30年度 不正改造車を排除する運動アンケート調査票  
送 付 票

記 載 項 目	備 考	
管轄運輸局等	運輸局 総合事務局	←調査実施地の管轄運輸局・ 沖縄総合事務局名を記載
実施地	県	←調査実施地名を記載
実施日	自 至 ~	←1日のみの実施の場合は、 「自」のみに記入 以下の例に倣い、年・月・日の 順で記載 例:20180601 (平成30年6月1日の場合)
調査実施イベント等名称		←調査実施イベント等名称(マ イカー点検教室、出前講座、整 備管理者選任前・後研修等)を 記載。 (窓口実施の場合は「窓口」と 記入)
調査実施会場名		←会場の名称等を記入(支局 又は局の場合は、「〇〇支局 (局)」と記入する。
調査対象の属性		←「一般」又は「関係者※」のど ちらかを記載。 ※自動車整備専門学校等の場 合には学校名を付記すること 例:関係者(〇〇自動車整備専 門学校)

※ 調査実施会場、実施日ごとに1枚用意する。

整理番号

## 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有( 台)	
		従業員車両	無	有( 台)	
		販売車両	無	有( 台)	
		その他	無	有( 台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。



平成 年度街頭検査実施状況

街頭検査等の区分	実施回数	出動人員		検査車両数		検査車両数		整備命令発令件数(警告)		装置別保安基準不適合箇所数													備考				
		国土交通省	警察	計	整備不良車両数	不正改造車両数	(使用制限)	(経路変更)	(その他)	同一性・構造	操縦	走行	原動機・動力伝達	制動	保安装置	電気・灯火類	乗車	車体	車輪	突出	取外し	排ガス		その他	CO・HCガス	合計	
①一般街頭検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②時間外街頭検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③構内検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④監査時検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤企業等対象検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥整備命令確認検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦整備通告確認検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧指定検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨警察時検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩その他				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第54条の3に基づく検査				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[注] 1 ①一般街頭検査、②時間外街頭検査、③企業等対象検査の「実施回数」欄は、検査を実施した場所数を記入し、「出動人員」欄は、のべ出動人員数を記入する。  
 2 ③構内検査の「実施回数」欄は、検査を実施した日数を記入し、「出動人員」欄は、従事した人数(実数)を記入する。  
 3 ④監査時検査、⑤警察時検査、⑥指定検査、⑦整備命令確認検査、⑧整備通告確認検査、⑨警察時検査、⑩その他欄の「出動人員」欄は、従事した人数(実数)を記入する。  
 4 整備不良車両数及び不正改造車両数には、整備命令を行った自動車以外に警告等を行った自動車を含む。  
 5 「検査結果有効期間切れ車両数」欄は、街頭検査を実施した車両のうち、自動車検査証の有効期間が過ぎているにもかかわらず、運行の用に供している車両数を記入する。  
 6 「(経路変更)」欄は、整備命令を発令した場合において、使用の方法の制限を行ったものの件数を記入する。  
 7 「(その他)」欄は、整備命令を発令した場合において、経路の制限を行ったものの件数を記入する。  
 8 「(その他)」欄は、整備命令を発令した場合において、「(使用制限)」及び「(経路変更)」以外の項目は、「(整備不良車両数)」欄の項目は、「(整備不良車両数)」欄による。  
 9 「装置別保安基準不適合箇所数」欄の項目は、「(整備不良車両数)」欄による。  
 10 「(速度抑制装置)」、「(青色フィルム)」、「(灯火の色)」、「(回転部分の突出)」、「(突入防止装置の取外し等)」、「(突入防止装置の取外し等)」、「(排気管の取外し等)及び「CO・HCガス」欄は、それぞれ内数を記入する。  
 11 ⑤企業等対象検査の「警告」欄には、警告書を配布した件数を記入する。  
 12 「(整備不良車両数)」、「(不正改造車両数)」、「(整備命令発令件数)」、「(整備不良車両数)」及び「(装置別保安基準不適合箇所数)」のそれぞれ欄の( )内は、二輪自動車の車両数を内数で記入する。

## 2 近接排気騒音の実施状況

車種	測定台数	不合格台数「整備命令交付台数」		加速走行騒音規制車両へ注意喚起文交付台数	
		基準超過値別台数			
乗用車		不合格台数	1～5db超		
			(うち不正改造車)		
			6～10db超		
		(うち不正改造車)	(うち不正改造車)		
トラック		不合格台数	1～5db超		
			(うち不正改造車)		
			6～10db超		
		(うち不正改造車)	(うち不正改造車)		
ダンプカー		不合格台数	1～5db超		
			(うち不正改造車)		
			6～10db超		
		(うち不正改造車)	(うち不正改造車)		
小型二輪車		不合格台数	1～5db超		
			(うち不正改造車)		
			6～10db超		
		(うち不正改造車)	(うち不正改造車)		
軽二輪車		不合格台数	1～5db超		
			(うち不正改造車)		
			6～10db超		
		(うち不正改造車)	(うち不正改造車)		
その他		不合格台数	1～5db超		
			(うち不正改造車)		
			6～10db超		
		(うち不正改造車)	(うち不正改造車)		
合計	0	不合格台数	1～5db超	0	0
			(うち不正改造車)	( )	
		0	6～10db超	0	
		(うち不正改造車)	(うち不正改造車)	( )	
		11db以上超	0		
		(うち不正改造車)	( )		

注. 各項目の( )については、それぞれの項目の内数を記載すること。



4 特種用途自動車の構造要件確認状況

車体形状	検査車両台数	不合格台数 (警告書交付台数)
キャンピング車		
放送宣伝車		
その他		
合計	0	0

5. 情報・相談受付

①不正改造車に関する情報提供

内容		件数	
車両関係		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
小 計		0 件 (	0 件 )
事業者関係		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
小 計		0 件 (	0 件 )
その他		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
		件 (	件 )
小 計		0 件 (	0 件 )
合 計		0 件 (	0 件 )

注：( )内には追跡調査の可能な件数(内数)を記載する。

②車両の改造等に関する相談等

内容		件数
保安基準への適合性関係		件 件 件 件 件 件 件 件 件 件
	小計	0 件
構造等変更検査関係		件 件 件 件 件 件 件 件 件 件
	小計	0 件
その他		件 件 件 件
	小計	0 件
合 計		0 件

③情報・相談等の活用状況

不正改造に関する情報提供	
車両の改造等に関する相談等	

注：不正改造車に関する情報提供については、①の( )内の件数に対する活用状況等を、件数等を含めて記載する。

6 不正改造等施工業者に関する情報収集

No.	登録番号・車両番号	不正改造等の内容 (整備命令箇所等)	施工業者の情報収集内容 (業者名、住所、業者概要等)	情報収集後の対応	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
⋮					

※ 街頭検査において、不正改造車両の施工業者に関する追跡調査を行った場合に記載すること。(実施細目 国土交通省実施事項9)⑥関係)  
 情報収集から対応に要した期間等を含め、可能な範囲で詳細に記載するよう努めること。

## 「平成30年度不正改造車を排除する運動」の実施結果について

(

運輸局)

## 1. 広報活動

## ① マスメディアを活用した広報

※可能な限り、当該記事の写し等、資料の添付願います。

	掲載紙・放送社等 名称	見出し、内容(概要)、 放送時間、掲載期間等	掲載・放送 ・アクセス数	掲載 依頼
新聞	<地元一般紙> ・(具体的紙名等を記載)			
	<地元スポーツ紙> ・(具体的紙名等を記載)			
	<業界紙> ・(具体的紙名等を記載)			
	<その他> ・(具体的紙名等を記載)			
テレビ	<主要局の地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
	<その他地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
ラジオ	・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
インターネット	・(具体的サイト名等を記載)			
広報紙 他	<地方公共団体>			
	<業界団体等会報>			
	<その他>			
合計:			0	

注: 新聞、テレビ等により、ニュースとして報じられた事例及び広告を記載する。

掲載依頼を行った場合、「掲載依頼」欄に○印を記入する。

②ポスターの掲示、チラシの配布(掲示・配布依頼を行ったもの)

	依頼先	依頼先の掲示概要 (どのような場所か等)	枚数
ポ ス タ ー	<地方公共団体> ・(具体的団体名称)ほか(数字)箇所 <免許試験場・センター等> ・(具体的名称)ほか(数字)箇所 <高速道路関係> ・(具体的な道路会社名)他(数字)社 <道の駅> ・(具体的名称)ほか(数字)箇所 <その他> ・(具体的名称)ほか(数字)箇所	主なものを記載	
チ ラ シ	<地方公共団体> ・(具体的団体名称)ほか(数字)箇所 <免許試験場・センター等> ・(具体的名称)ほか(数字)箇所 <高速道路関係> ・(具体的道路会社名)他(数字)社 <道の駅> ・(具体的な名称)ほか(数字)箇所 <その他> ・(具体的な名称)ほか(数字)箇所	主なものを記載	
合計:			0

注: ポスター、チラシの掲示・配布の依頼先及び依頼した枚数を記載する。

③電光掲示板等による広報(広報依頼を行ったもの)

※可能な限り、当該広報を行っているところの写真を添付願います。

依頼先	依頼先概要(どのような場所か等)、 広報内容、期間	広報回数	依頼のみ
<p>&lt;Jリーグ関係&gt; ・(具体的な会場・チーム名等等を記載)</p> <p>&lt;プロ野球関係&gt; ・(具体的な会場・チーム名等等を記載)</p> <p>&lt;道路電光掲示板&gt; ・(具体的な掲示場所名等を記載)</p> <p>&lt;街頭電光掲示板&gt; ・(具体的な掲示場所名等を記載)</p> <p>&lt;その他&gt; ・(具体的な名称等を記載)</p>			

合計: 0

注: 電光掲示板等による広報の依頼先及びその依頼の概要等を記載する。  
 広報依頼を行ったが断られてしまった場合は、その旨を「依頼先概要」欄にて明確にしたうえで、「依頼のみ」欄に○印を記入する。  
 別途、広報時の状況が鮮明に分かる写真を貼付する。(写真がない場合は、広報イメージ図等でも構わない。)

## 2. 会議等の開催

	会議等の名称	開催回数	参加人数	特記事項(参加者等)
① 推進会議				
	合 計	0	0	
② 研修会				
	合 計	0	0	
③ 教習・講習会等				
	合 計	0	0	
④ 出前講座等				
	合 計	0	0	
⑤ その他				
	合 計	0	0	

注: 推進会議には、運動に関する打ち合わせ、説明会等を含む。

### 3. 立入検査等

立入検査等 実施実績	立入検査等対象	立入検査等 件数	指導件数
	自動車運送事業者	件	件
	車体架装事業者	件	件
	板金・塗装事業者	件	件
	石油販売事業者	件	件
	自動車部品・用品製作事業者	件	件
	自動車部品・用品販売事業者	件	件
	その他	件	件
合 計	0 件	0 件	

#### 立入検査等の結果概要

注: 立入検査等の結果概要については、指導の対象となった不正改造及び内容等、特記すべき内容について記載すること。  
 特に「自動車部品・用品製作事業者」又は「自動車部品・用品販売事業者」について調査等を行った場合には、その端緒となった情報、調査等対象事業者名及び当該調査等の概要等を記載すること。

4. 自動車整備事業者に対する監査

①自動車分解整備事業者に対する監査

監査件数	基本監査・重点監査	件
	特別監査	件
処分件数	不正改造車関係	件 ( 件 )
	うち ダンプカー・暴走族関係	件 ( 件 )
	不正改造車関係以外	件 ( 件 )
不正改造に係る処分事案の概要 (処分予定中のものを含む。)		

②指定自動車整備事業者に対する監査

監査件数	パトロール監査・基本監査・重点監査	件
	特別監査	件
処分件数	不正改造車関係	件 ( 件 )
	うち ダンプカー・暴走族関係	件 ( 件 )
	不正改造車関係以外	件 ( 件 )
不正改造に係る処分事案の概要 (処分予定中のものを含む。)		

注1:実施期間中に実施した監査に係る件数を記載する。

注2:処分件数欄の「( 件)」については、処分予定中のものを外数で記載する。

5 不正改造車の内容(複数計上)

	主な不正改造の内容 (1. で内数として報告しているものを除く。)	台 数
乗用車	回転灯、点滅灯等の取付 反射器関係 最低地上高 基準外のリヤウイング取付 ヘッドレスト取り外し 直前直左確認鏡等取り外し	
トラック	装飾版の取付 回転灯、点滅灯等の取付 反射器関係 直前直左確認鏡等取り外し	
ダンプカー	装飾版の取付 回転灯、点滅灯等の取付 反射器関係	
二輪車	後写鏡取り外し	
原付		
その他		
合 計	台	

6. 警告はがき送付等実績 (黄色部分に入力願います。)

●●運輸局

(1)平成29年度 警告はがき送付等実績 管理情報

調査期間 発送: 平成29年4月1日～平成30年3月31日 回答: 平成30年6月30日時点

a. はがきの使用状況について

年度当初枚数  発送枚数   
増刷配布  書き損じ枚数   
臨時配布   
配布等枚数合計 枚 使用枚数合計 枚 残枚数 枚  
増刷配布希望枚数

b. はがきの回収状況・車両の改善状況等について

あて先不明返送   
発送中 #DIV/0!  
  
回答あり  整備済   
発送中 #DIV/0! 発送中 #DIV/0!  
有効発送中 #DIV/0! 有効発送中 #DIV/0!  
回答中 #DIV/0! 回答中 #DIV/0!  
  
事実誤認   
発送中 #DIV/0!  
有効発送中 #DIV/0!  
回答中 #DIV/0!  
  
未回答   
発送中 #DIV/0!  
有効発送中 #DIV/0!  
  
苦情   
発送中 #DIV/0!  
有効発送中 #DIV/0!

(2)平成30年度強化月間中 警告はがき発送枚数

## 7. その他の実施事項

運輸局における実施事項	
各運輸支局等における実施事項	

注: 独自に実施した事項や特記事項について記載すること。

8. 本運動に関する所見

本運動における効果等	
本運動に関する意見・要望等	

平成30年度 迷惑黒煙の通報制度結果報告書

運輸局

平成30年度末現在 (30年4月1日から)

通報された件数	ハガキ通知件数②	29年度末現在残枚数①	ハガキ残枚数 (①-②)

「不正改造車を排除する運動」実施結果報告書(個票)

(団体名: )

1. 共通実施事項

1) 傘下会員・事業者に対する指導

[Empty box for reporting guidance to umbrella members and business operators]

2) 一般への広報

① マスメディアを活用した広報

(新聞、テレビ、ラジオ、雑誌 等)

[Empty box for reporting mass media utilization]

② ポスターの掲示、チラシの配布等

・ポスターの配布・掲示

配布枚数 [ ] 枚

主な配布先(可能な範囲で記載。例: 会員整備工場 等)

[Empty box for main distribution locations of posters]

・チラシの配布

配布枚数 [ ] 枚

主な配布先(可能な範囲で記載。例: 会員整備工場 等)

[Empty box for main distribution locations of flyers]

・不正改造車排除マニュアルの活用

配布枚数 [ ] 部

主な配布先(可能な範囲で記載。例: 会員整備工場 等)

[Empty box for main distribution locations of manuals]

・団体HPへの掲載

・会報への掲載

掲載HP名称	掲載期間	掲載誌名	掲載期間

2. 独自に実施した事項

[Empty box for reporting independently implemented items]

3. その他

[Empty box for other information]

※ 各欄とも、必要に応じて適宜行の追加・拡張を行って記載して下さい。

「不正改造車を排除する運動」実施結果報告書(不正改造防止推進協議会関係集計表)

団体名	傘下会員・事業者に対する指導	マスメディアを活用した広報	共通実施事項		HP等への掲載		独自に実施した事項	その他
			ポスター、チラシ等の配布等	一般への広報	HP等名称	掲載期間		
			ポスター 配布先 枚数	枚数	団体 HP			
			チラシ 配布先 枚数	枚数	会報			
			マニュアル 配布先 部数	部数				
			ポスター 配布先 枚数	枚数	団体 HP			
			チラシ 配布先 枚数	枚数	会報			
			マニュアル 配布先 部数	部数				
			ポスター 配布先 枚数	枚数	団体 HP			
			チラシ 配布先 枚数	枚数	会報			
			マニュアル 配布先 部数	部数				
			ポスター 配布先 枚数	枚数	団体 HP			
			チラシ 配布先 枚数	枚数	会報			
			マニュアル 配布先 部数	部数				
不正改造防止推進協議会			ポスター 配布先 枚数	合計	HP掲 会報掲 載団体 数			
			チラシ 不正改造車排 除マニュアル	合計	#REF!			
				合計	#REF!			
				合計	#REF!			

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 結果表

平成30年 月(「不正改造車排除強化月間」実施期間中)

○整備事業者による入庫車の点検結果

①	入庫時に燃料噴射ポンプの封印が開封されて いた車両数	台
②	封印されていた車両数	台
③	点検を実施した車両総数(①+②)	台